

令和7年度 未来へつなぐ市民活動応援事業 支援希望団体募集要項

応募受付期間

令和7年8月1日（金）～8月29日（金）

1. 『未来へつなぐ市民活動応援事業』の概要

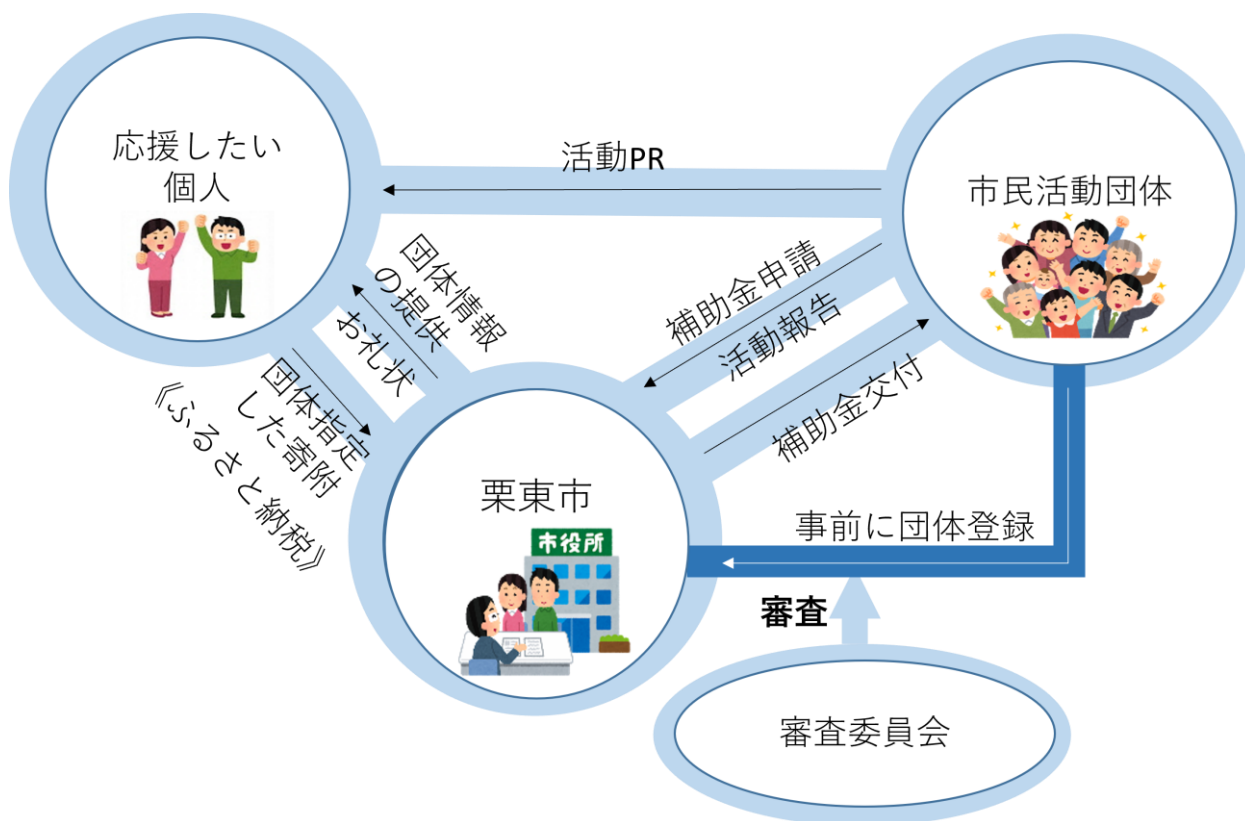
地域活性化や地域課題解決を目的に市民活動団体が自主的に取り組む事業への支援をする観点で、ふるさととりっとう応援寄附（ふるさと納税）を通じて、市内外の人から応援してもらえる仕組みとして、「未来へつなぐ市民活動応援事業」を令和2年度に創設しました。

本事業では、市が市民活動団体を募集し、応募された団体の事業について、公益性など支援すべき内容かどうかなど、外部委員会により審査を行った上で、団体登録を行います。

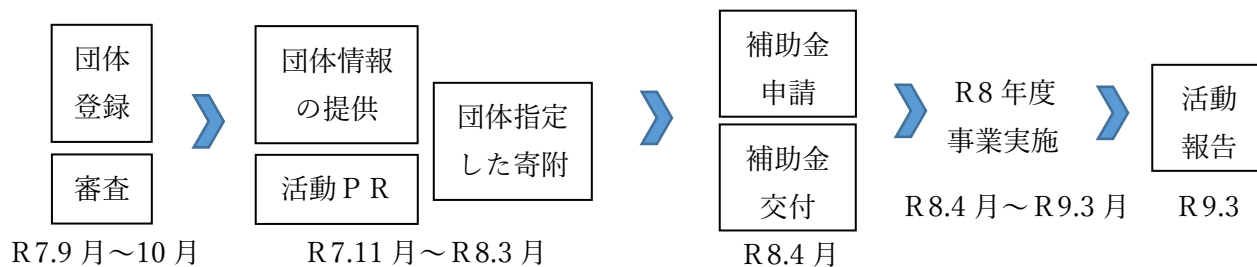
応援したい個人は、事前に市に登録された市民活動団体を、「ふるさととりっとう応援寄附」を通じて、寄附の活用先として選ぶことで、未来へつなげたい市民活動（事前の団体登録の際に審査を受けた事業）を応援することができます。

市は、登録された市民活動団体の事業に対して、集まった寄附から事務費を差し引いた額を上限に、申請に基づき補助を行います。

市民活動団体は、応援が受けられるよう活動PRを行い、寄附の活用先として選ばれることで、市から補助を受け、事業の継続的な実施につなげることができます。



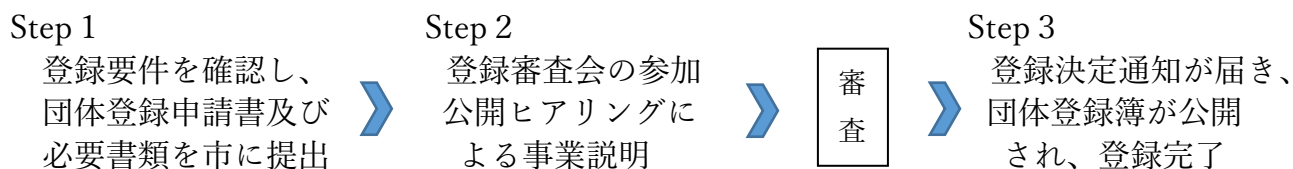
2. 団体登録から活動報告（令和8年度事業）までの流れ



※令和7年度に寄附された金額を基に令和8年度の補助金額の上限を決定します。

また、同様に令和8年度に寄附された金額を基に令和9年度の補助金額の上限が決定します。

3. 支援希望団体として登録の手順



審査：審査委員会において、申請書類及び登録審査会での公開ヒアリングにより、別に定める審査基準に基づき総合的に審査を行い、審査結果を市長に報告。市長は審査結果の報告を尊重し、登録の適否を決定します。

4. 支援希望団体の登録要件（Step 1）

登録の対象となる団体は、次の要件をすべて満たしている、市民※1、地域コミュニティ団体※2、市民公益活動団体※3（以下「団体」という）とします。

- (1) 市内を拠点に活動している5人以上の会員で組織していること。
- (2) 定款（規約又は会則を含む。）を持ち、会計処理が適切に行われていること。
- (3) 営利を目的としない公益的な活動を行う団体で、5に示す補助対象事業を行うこと。
- (4) 団体の活動に関する情報をホームページ等で広く開示していること。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動をする団体ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が関係する団体ではないこと。

※1【市民】 ・市内に住所を有する人 ・市内に通学し、または通勤する人
・市内において事業または活動を行う人
・市内において事業または活動を行う法人その他の団体

※2【地域コミュニティ団体】 自治会、地域振興協議会など

※3【市民公益活動団体】 自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体

5. 補助対象事業（4(3)）

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 本市内で実施する公益性の高い事業であること。
- (2) 特定の個人若しくは法人又は団体のみの利益となる事業でないこと。
- (3) 地域社会の発展又は地域が抱える課題や社会課題の解決が期待できる事業であること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、完了する事業であること※¹。
- (5) 営利活動、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とした事業でないこと。
- (6) 本市又は本市の補助団体から他の補助金等を受け、又は受けることが決定している事業でないこと。
- (7) 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業でないこと※²。
- (8) 法令に基づく介護に関する保険給付、医療に関する保険給付又は障がい者の自立支援給付の対象となる事業でないこと。
- (9) 法律・条例等に反する、又は公序良俗に反する事業でないこと。

※1 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、及び完了する事業とするが、これは、補助金交付申請に係る事業期間を明示したものであり、既存事業や継続する事業を対象から除くものではない。ただし、他団体と一体的に実施する事業は対象としない。

※2 施設等の建設又は整備が主たる目的でない場合には、施設等の整備が補助対象経費となる場合があります。

6. 登録申請の必要書類（Step 1）

登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、団体登録申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 団体登録事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支計画書（別記様式第3号）
- (3) 定款の写し（団体規約、会則その他これらに類するもの）
- (4) 直近2年（ただし、事業年度が設立初年度しか終了していない場合は直近1年）の事業報告書、収支決算書及び団体役員名簿の写し
- (5) 団体構成員（5人以上）の氏名及び住所を記載した書面
- (6) 団体の活動内容等が確認できる書類（会報、ホームページ画面の印刷など）

※申請書類については自治振興課窓口にあります。栗東市ホームページからもダウンロードできます。

※鉛筆及び消せるペンによる記載不可

※団体の定款、規約、会則等がない場合は作成してください。

7. 団体登録申請方法 (Step 1)

応募受付期間〔令和7年8月1日（金）～8月29日（金）〕内に、自治振興課と事前協議の上、自治振興課まで申請してください。（郵送不可）

個別相談、事前協議は原則令和7年8月1日（金）から8月29日（金）までの間で行いますので、自治振興課までご予約ください。

問合せ・応募先 栗東市 市民部 自治振興課（栗東市役所3階）
〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL : 077-551-0290
FAX : 077-551-0432
E-mail : jichishinko@city.ritto.lg.jp
ホームページ : <https://www.city.ritto.lg.jp>

8. 申請いただく前に

- 必ず事前のご相談・協議をお願いします。
- この制度は、継続的な事業をふるさと納税を活用して、補助事業として支援するものです。資金が足りない事業を補助する制度ですので、既に自立できている事業については対象といたしません。
- 高い公益性や団体の組織情報の公開性が求められることになります。
- 登録できたからといって、補助金が必ずもらえる制度ではありません。補助金額は、支援者の寄附により決定することから、積極的に支援者に事業のPR及びふるさと納税の使い道として支援希望団体を指定してもらうことで、はじめて資金の獲得につなげることができます。
- 制度を利用せずに、寄附を集めるほうが早いのではないかと感じるかもしれませんが、支援者は、この制度を使って支援希望団体の事業を応援（寄附）することで、2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として、全額が税額から控除※されます。支援希望団体はこの制度によって、寄附のハードルを大きく下げることができます。※税額控除には手続きが必要です。

上記のとおり、メリットはあるものの簡単に資金調達ができるとは限らない仕組みですが、市も支援希望団体をフォローする講座などを通じて支援していきますので、一緒に取り組んでみませんか。まずは、お気軽にご相談ください。

9. 登録審査会及び審査の基準 (Step2)

登録審査会実施予定日 令和7年10月頃

公開ヒアリングによる審査を行いますので、必ず参加いただく必要があります。

申請者から提出があった団体登録申請書等及び登録審査会でのヒアリング内容を踏まえ、支援希望団体としての登録の適否等を審査します。審査は、次の5つの基準14の具体的項目に基づいて採点し、その各項目の平均点および合計点によるものとします。

審査基準	概 要	具体的項目	配点
Ⅰ.活動の高い公益性	地域社会をより住みよく、暮らしやすくすることに大きな役割を果たしているか。また、それは公益性の高い活動か。	①地域社会をより住みよく、暮らしやすくする取り組みか。	5
		②市民のニーズに基づく活動か。	5
		③多くの市民が賛同できる活動か。	5×2
Ⅱ.活動の創造性	時代状況に応じた新しい課題やこれまで解決できていなかった課題に取り組み、解決するための工夫やアイデアがある活動か。	④時代状況に応じた新しい課題または、これまで解決できていなかった課題に取り組むものか。	5
		⑤問題を解決するための工夫やアイデアがある活動か。	5×2
Ⅲ.活動の発展性	様々な活動に広がる可能性を持つ計画か。また、将来にわたり、継続的に活動の水準を高め、幅広い活動にしているか。とする計画となっているか。	⑥より多くの市民等を巻き込み、発展する可能性があるか。	5×2
		⑦将来にわたり、継続的に活動の水準を高められる計画か。	5×2
		⑧他の団体との連携・協力等幅広い活動にしているか。とする計画か。	5
Ⅳ.発信力と自立への取り組み	参加者や賛同者、事業の担い手を増やすような共感と信頼を得られる情報発信を行っているか。また、事業の自立に向けて取り組んでいるか。	⑨団体や事業に関する情報を積極的に、わかりやすく発信しているか。	5×2
		⑩当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。	5
		⑪寄附目標額に向けた取り組みの目標額の達成可能性。	5×2
Ⅴ.費用の妥当性	活動の内容に見合った経費見積もりができているか。また、助成の効果が認められるものか。	⑫活動の内容に見合った経費見積もりができているか。	5
		⑬助成の効果が認められるものか。	5
		⑭既に完全に自立できた事業となっていないか。	5

10. 団体登録情報の公開 (Step 3)

登録の有効期間は、3年間（ただし、初年度のみ団体登録の有効期間は公開日〔令和7年11月を予定〕から令和10年3月末まで）とします。補助金事業実施年度は令和8年度から令和10年度となります。登録の更新を行うことができますが、改めて登録申請、審査等が必要となります。なお、申請書類等は、すべて市ホームページにて公開の対象となります。

※登録期間は3年間ですが、更新される場合は2年後の令和9年度中の団体登録受付期間に申請いただき、審査を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。（令和9年度に更新した場合、団体登録の有効期間は令和10年4月1日から令和13年3月末まで、補助金事業実施年度は令和11年度から令和13年度となります。）

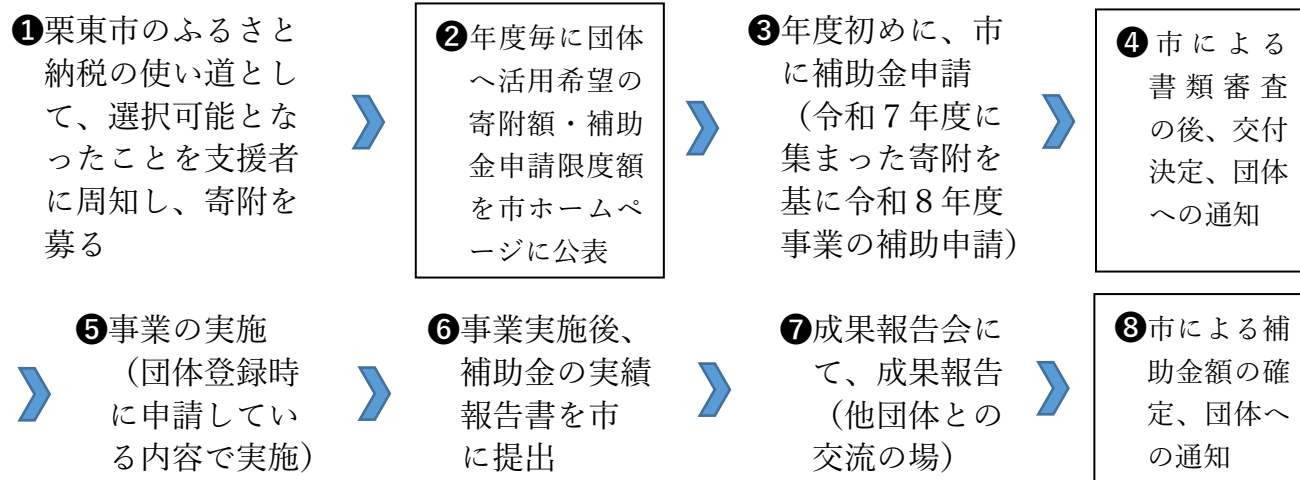
登録の有効期間と補助金事業実施年度

登録の有効期間と補助金事業実施年度

初回	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
月	11	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3
登録の有効期間	R7年度寄附			R8年度寄附		R9年度寄附		
補助金事業実施		R8年度事業			R9年度事業		R10年度事業	

更新	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
	月 11	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3
登録の有効期間				手続審査	R10年度寄附	R11年度寄附	R12年度寄附	
補助金事業実施						R11年度事業	R12年度事業	R13年度事業

11. 支援希望団体として登録後の流れ



※①補助金額は、支援者の寄附により決定することから、積極的に支援者に事業のPRを行うことで、はじめて資金の獲得につなげることができます。ただし、**寄附の強制または、寄附者に対し特別な利益与えることは禁止**されていますので、十分ご注意ください。

※②の公表額が補助目標額から大きく異なる場合、例えば目標額より少ない場合、次年度にまとめて申請することも可能です。また、目標額を上回った場合、登録申請している事業であれば、規模を大きくして実施いただくことも可能です。ただし、いずれも協議が必要です。なお、追加で別事業をされる場合には、団体登録の変更申請が必要となり、変更が認められた場合であっても、実施は翌年度からとなります。（変更が認められた場合においても、登録の有効期間は、当初の3年間となります。）

※③⑥年度ごとの補助金申請手続きについては、この募集要項とは別途案内いたします。

※⑦例年、3月に市の元気創造まちづくり事業の助成対象団体の成果報告会を行っており、各団体の交流の機会をつくっております。支援希望団体には、新たな支援者獲得の機会として、また情報交換の場として、成果報告をお願いします。参加にあたっては、別途案内いたします。

12. 補助金の額（11②）

補助金の額は、当該支援希望団体を指定して寄附された金額（以下「寄附額」という。）から事務費を差し引いた額に相当する額の範囲内で、市が必要な予算措置を行った額を上限とします。また、事務費は、寄附額の10分の2とし、寄附者に寄附金にかかる返礼品を交付する場合はさらに寄附額の10分の3を加算した額とします。

※補助金の額は、補助金交付申請額の上限であり、審査の結果、減額される可能性があります。

※寄附額は、団体登録の有効期間内の補助金事業実施年度の申請にのみ適用され、当該期間内に補助金として交付しなかった場合、ふるさととりっとう応援基金に積み立て、「みんなの提言と協働の力で実現する元気なまちづくり」に活用するものとします。

13. 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とします。ただし、助成対象期間内に納品・履行が完了する経費とします。また、当該事業に対して他の補助金等（5（6）を除く。）を受けている場合は、その補助金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とします。

※支援希望団体の運営に係る経常的な経費は、支援希望団体の事務所の維持に係る経費（家賃、修繕料、光熱水費、登録団体内部で使用する備品等）及び支援希望団体の経常的な運営に係る人件費（団体構成員の給与、事務担当者の人件費等）とし、原則的には補助対象経費に含めないものとします。ただし、補助対象事業の実施に係る人件費や経常的な経費のうち補助対象事業の実施に係る経費と認められるものについては補助対象経費とし、それを証する書類の提出（提出の時期は、実績報告時）を求めます。

※補助対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管しておく必要があります。

【支出経費例】

科 目	助成対象となる経費の例	助成対象とならない経費の例
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ、アルバイトの賃金	団体構成員および団体運営のために雇用している者への賃金、報酬
報償費	講演会講師、イベント出演者、ボランティア（会員以外の者に限る）への謝金	団体構成員への謝礼
旅費交通費	講師、イベント出演者の交通費、通行料 会員が事業実施に必要な講座や大会に参加する際の受講料、大会参加費、交通費	公共交通機関が整備されている地域へのタクシー代 会員が打ち合わせ等に参加する際の車代
消耗品費	事業に直接必要な物品、文具類等の購入費（1点が1万円未満のもの）、事務用品	事業と関係のない資料を印刷するための用紙や物品の購入費
印刷製本費	会議資料、報告書等の印刷代、パンフレット、ポスター、プログラム等の印刷代	事業に関係ない会議資料等の印刷代
食糧費及び食材費	講師賄い、事業開催時におけるボランティアへのお茶代 事業を実施するにあたり必要な食材費	打合せや会議等における会員のお茶、お菓子、会員への賄いのための食材費
光熱水費	イベント時の電気（発電機等）・水道・ガス使用料	団体運営のために設置した事務所における光熱水費
通信運搬費	開催案内の発送に要する郵便代 事業に必要な物品の送料、電話代	インターネットプロバイダ料など団体の経常的な通信費
手数料	振込手数料	対象外経費を振り込む場合の振込手数料
保険料	イベント保険、ボランティア保険料	事業に関係しない会員の保険料

委託料	イベント時の会場設営費、警備費	事業を行う上で、その全部を委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機材使用料、著作権使用料等	事務所テナント代
材料費	事業を実施するにあたり必要不可欠と認められる工作材料費等	会員への賄いのための食材費
その他	事業のために市長が必要かつ適正と認める経費	備品購入費（事前に承認されたものは除く）、支払い金額が社会通念上かけ離れて高額なもの

14. その他 Q&A

Q1 市民活動団体がこの制度に登録するメリットは何か？

A 市民活動団体にとって、活動実績があっても、一から寄附を呼びかけることは大変ですが、市を通じて事業の魅力を発信することまた、応援したい寄附者は、この制度を使って団体の応援（寄附）をすることで、2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として、全額が税額から控除されること※で、寄附を呼びかけやすくなります。

※税額控除には手続きが必要です。また、市外在住の方に限りふるさと納税の返礼品を受け取っていただくことも可能です。

Q2 市民活動団体が寄附を募る必要があるのか？

A 補助金額は、支援者の寄附により決定することから、市民活動団体への寄附者による活用希望がなければ、補助金額もゼロとなります。市のホームページに活動内容を掲載するだけでは、寄附の指定を受けることは難しいと考えます。積極的に支援者に事業のPR及びふるさと納税の使い道として団体を指定してもらうことで、はじめて資金の獲得につなげることができます。

※寄附の強要（寄附者の自主的な選択を妨げるような不適切な働きかけ）は禁止されています。

※寄附者に対して、ふるさと納税にて返礼品がもらえることを推奨して寄附を勧めることはしないでください。寄附の選択肢として当事業があることを伝え、希望された場合に必要な手続きを説明するようにしてください。

Q3 支援者に市民活動団体を指定してもらう方法は？

A 栗東市のふるさと納税（ふるさととりっとう応援寄附金）ポータルサイト「ふるさとチョイス」より、寄附金の使い道の選択の際に、この制度にかかる項目を選んでいただき、アンケート入力項目の中で、団体名を入力いただきます。

※令和7年11月（予定）以降、指定いただけます。

※誤ったサイトや方法による寄附を振替えることはしませんのでお気を付けください。

Q 4 この制度は団体に対する補助か、それとも団体の事業に対する補助か？

A 団体の事業に対する補助です。ふるさと納税の使い道としては、インターネットポータルサイトで団体を指定してもらうことになりますが、寄附者は団体の事前団体登録時の事業内容を見たうえで寄附することとなり、団体登録の審査についても主に事業に対して行うことになります。

Q 5 団体登録時に新規事業や1年限りの単発事業の申請は可能か？

A 申請は可能ですが、この制度は将来にわたって継続してほしい市民活動を応援することを目的としています。

新規の事業か継続の事業かは問いませんが、実績がないので審査における説得力は小さくなると考えます。また、1年限りの単発事業については、審査の際には、「活動の発展性」の項目の中で、「より多くの市民等を巻き込み発展する可能性」や「継続的に活動の水準を高められる計画か」など求められることから、実際に登録いただくことは難しいと考えます。

主となる事業があり、その中の手段として新規事業や期間限定の単発事業を含めることは問題ありません。

Q 6 寄附者の情報を団体は取得可能か？

A 原則、寄附者の情報は団体に提供しません。

Q 7 市民活動団体の正会員であっても、所属している団体に寄附することは可能か？

A 寄附することは可能です。ただし、寄附によって、寄附者が特別な利益（会費の減額など）を受けると認められる場合は、税の控除を受けることができない可能性があります。

Q 8 栗東市民も、この制度によって団体に寄附することは可能か？

A 寄附することは可能です。ただし、ふるさと納税の返礼品を受け取っていただくことは、ふるさと納税の制度上できません。

Q 9 数年後に事業継続が難しくなることから、そのために団体登録の申請をすることは可能か？

A 申請は可能です。団体登録は、登録期間、3年間（ただし、初年度のみ団体登録簿の有効期間は公開日〔令和7年11月を予定〕から令和10年3月末まで）で、補助金事業実施年度は令和8年度から令和10年度となります。その期間内であれば、補助金申請を行わず基金に積み立てておくことは可能です。ただし、審査において既に事業が自立できていると認められるものは、登録いただくことは難しいと考えます。

Q 1 0 3年後の団体登録の更新は可能ということであるが、同じ内容であっても再度審査を受ける必要があるのか？

A 審査を受けていただく必要があります。この制度は、補助金として事業の足りない部分を補うものですが、永久に補助金を出し続けることを目指しているわけではなく、あくまで事業として自立し、この制度を卒業してもらうことを目指しています。審査においては、この制度以外の財源確保の取り組みを審査対象としており、3年間で財源確保の取り組みが不十分であるものについては、更なる取り組みを求めることとなります。基本的に、更新時に同内容となることはないと考えています。

Q 1 1 現在、市から補助金を受けている事業（来年度については不確定）は、団体登録において同事業を申請できるか？

A 補助対象事業の要件として、「本市及び本市の補助団体から他の補助金等を受け、又は受けることが決定している事業でないこと」としています。今年度、募集の団体登録については、補助金事業実施年度として令和8年度から令和10年度を対象としているため、令和7年度の事業については、市から補助金を受けている事業であっても申請可能となります。令和8年度から令和10年度の事業について、後に補助金を受けられることが判明した場合は、その補助金を辞退いただくか、団体登録を中止いただくことになります。

Q 1 2 登録の審査は事業内容の他にどのようなところが審査対象となるか？

A 申請者から提出があった団体登録申請書等からこれから取り組む内容だけでなく団体自体の現状についても審査の対象となります。事業を継続していくための体制が維持されているかや組織情報が積極的に開示されているか、組織内の会計処理にチェックがはたらく体制が確保されているかなども審査対象となります。

15. 団体登録申請書記入例

様式第1号（要綱第7条関係）

記入例

令和7年〇月〇〇日

栗東市長 竹村 健 様

【申請書提出の際の注意事項】

- ・ホッチキス止めはしないでください。
- ・両面印刷はしないでください。
- ・修正液は使用しないでください。
- ・押印は不要です。

滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33

子育てラボ すくらむ

会長 栗東 太郎

未来へつなぐ市民活動応援事業団体登録申請書

支援希望団体として登録を受けたいので、未来へつなぐ市民活動応援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体名（ふりがな）	子育てラボ すくらむ （こそだてらぼ すくらむ）		
主たる事務所	所在地 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33		
担当者連絡先	氏名（ふりがな） 栗太 次郎（くりた じろう）		
	電話番号 077-551-0290	FAX 番号 077-551-0432	
	E-Mail jichishinko@city.ritto.lg.jp	連絡希望手段・時間帯 電話・午前中	
ホームページ	http://www.city.ritto.lg.jp		
団体設立年月日	平成29年4月1日	会員数	10人
活動目的	夫婦がともに育児をすることで、情緒豊かな子どもをはぐくみ、幸せな家庭を築くことを目的としています。		
事業概要	イクママ・イクパパサロンの開催、子育てイベントへの参画、イクパパ・イクファミキャンプの実施、イベントへの講師派遣などの活動を行っています。地道な活動により、少しずつではありますが、イクパパ・イクファミの輪が広がり、コミュニティの形成へと向かって歩んでいます。		
登録要件	☒ 支援希望団体の登録要件（栗東市未来へつなぐ市民活動応援事業補助金交付要綱第6条）をすべて満たしている		
目標寄附額（初年度）	250,000円 （初年度総事業費 500,000円）		

募集要項2ページの4支援希望団体の登録要件をすべて満たしているかご確認ください。

団体登録事業計画書

活動場所	栗東市内 児童館やコミュニティセンター
解決したい地域の現状や課題	平日の昼間に子育てをしている母親は、児童館などを利用するなかで、自ら地域での子育てコミュニティを構築していくことができますが、働いている父親や母親はそういった機会が少なく、育児の悩みや楽しさを共有しづらい環境にあります。また、母親だけで子育てをする環境は孤独や疎外感という感情を生み出す恐れがあり、楽しんで子育てをするという気概を阻害したり、虐待につながったりと子どもにも悪影響を与えます。全国的に父親も育児に参加する機会を増やすことで、育児の負担の軽減に重きを置かれ、父親の役割が最大限に生かされていません。
今後の事業予定 （市ホームページに掲載する文章として記入ください《600文字以内》） ※複数の事業を行う場合は、優先順位の高い順に記載してください。	★イクパパ・イクファミキャンプ・・・年2回（夏・冬）開催 わんぱく育児をコンセプトに、金勝山他で家族全員が楽しめるキャンプを開催。 飯ごう炊飯やテント張りなど、父が子と一緒に楽しめるプログラムを提供します。また、子育てする家族同士の親睦の輪を深めるために、キャンプファイヤーなどのレクリエーションを実施します。 さらに、木工体験などの自然活動を通じて環境保護の大切さや、イクパパによる料理を通じて食育の大切さについても学びます。 自然をフィールドにした父親の特性を生かせる子育てイベントを実施することで、父親が子育てに関心を持つきっかけをつくり、子育ての楽しさを感じてもらうことを目的とします。 ★イクパパサロンの開設 父親同士が悩みを打ち明けたり交流を持つ場として、毎月土曜日にパパさん限定のサロンを開設します。また、父親の育児への参画を、母親の育児負担の軽減という視点で捉えるのではなく、パパならではの育児という視点で捉えることにより、豊かな人間性と創造性を養い、心身ともに健やかな子どもを育成することを目指します。 さらに、イクパパサロンや、地域を巻き込んだ防災訓練などを通じて、地域と子育て家族、父親同士の交流と、コミュニケーションの輪をはぐくむことで、子育て環境の充実を図り、子育てのしやすい地域社会を構築することを目的に事業を実施します。 ★家族みんなde防災訓練 地域消防団と連携して、子どもが家にいるとき、学校にいるとき、父が職場にいるときなど、様々な場面を想定しながらの防災訓練を実施します。

団体登録事業計画書の各欄では、審査基準「Ⅰ．活動の高い公益性」～「Ⅳ．発信力と自立への取り組み」の各項目を意識しながら記入してください。

期待される効果	イクパパ・イクファミキャンプを実施することで、家族の絆やコミュニケーションの輪が広がり、男女共同参画社会の形成に繋がっていきます。 また、母親と父親がともに子育てに参画することは、子どもの価値観やものの見方の多様性を育み、豊かな人間性の醸成に繋がっていくと考えます。 さらに、イクパパサロンを開設することで、父親同士のコミュニケーションの輪を生み出し、より良い子育て環境の形成に寄与すると考えます。 父親同士が悩みを分かち合い、子育てのアイデアを出し合っていくことは、自然と育児のための時間をつくろうという気持ちを生みだすことにも繋がります。仕事の効率性や職場でのコミュニケーション能力の向上に寄与する効果も期待できると考えています。 その他、地域の消防団と連携しての防災訓練や父親によるシンポジウムを開催することで、社会全体で子育てをするという感情が生まれ、子どもを取り巻く環境の向上に繋がると考えています。
事業実施体制	(代表) 栗東 太郎 (事務局) 栗太 次郎 (会計) 栗東 花子 (アドバイザー) 安養寺 三郎 (イクパパ・イクファミキャンプ実施責任者) 琵琶湖 広 (看護師) 栗太 すみれ (協力団体) 親子 de 防災訓練協力団体、〇〇自治会、消防団第〇分団
事業の PR 方法 (寄附の獲得)	これまでのイクパパ・イクファミキャンプやイクパパサロンの活動に参加された人たちに寄附を呼び掛けます。また、シンポジウムやサロンを通じて、活動に賛同してくれる人を発掘し、ボランティアとして協力してもらえよう働きかけ、実施体制の強化にも努めていきます。
自立的・継続的に活動していくための工夫	活動を広く知ってもらうための宣伝費(チラシ・HP維持にかかる費用)や、子育てのコツを会得するためのアドバイザーなどにかかる費用については、企業の助成金制度などを利用したいと考えています。 そのため、助成制度を上手に利用するための講座などを受講し、スタッフの能力向上に努めていきます。 現在は活動の規模的にも任意団体であるほうが動きやすいので考えていませんが、今後の活動の広がりや実施したい事業内容によってはNPOの立ち上げも視野に入れているため、今からNPO支援団体の開催する講座などに積極的に参加していきます。
申請事業に対する助成金や委託料等財源確保の取組み	団体の自立に向け、現在受けている〇〇財団の助成金のほかに申請できる制度がないか検討します。

収支計画書（令和8年4月～令和9年3月）

【収 入】

科 目	内 訳	金 額
補 助 金	未来へつなぐ市民活動応援事業補助金	補助目標額 200,000 円
自 己 資 金 (会費等)	会費 2,000 円×10 名	20,000 円
事業収入 (受益者負担金)	キャンプ参加費 4,000 円×20 家族	80,000 円
その他	〇〇財団助成金 200,000 円	200,000 円
収 入 合 計		500,000 円

目標寄附額から事務費(2割、返礼品有りは+3割)を引いた額を記入してください。

【支 出】

科 目	内 容 ・ 積算根拠	経 費	
		対象外経費	対象経費
報償費	シンポジウム講師謝金 50,000 円 イクパパサロン講師謝金 5,000 円×2	円	60,000 円
旅費交通費	講師旅費 JR 京都～草津 410 円×2 往復×2 回 講師打ち合わせ旅費 18 円×20km	円	2,000 円
消耗品費	コピー用紙 4,000 枚 事務用品・キャンプ用品・救急用品など	円	124,000 円
印刷製本費	イベント案内チラシ印刷代 3,000 枚 イクパパサロンパンフレット印刷代 5,000 枚 コピー代	円	60,000 円
食糧費及び食材費	シンポジウム講師賄い 1000 円 イクパパサロン講師賄い 500 円×2 (対象外経費 スタッフ会議お茶代 100 円×50 本)	5,000 円	2,000 円
通信運搬費	イクファミキャンプ参加者への案内郵便代 84 円×50×4=16,800 円 イベントチラシ郵便代 84×200=16,800 円 事業物品送料 3,400 円	円	37,000 円
保険料	ボランティア保険及び 200 円×30 人 イベント保険料 1,000 円×4 回	円	10,000 円
使用料及び賃借料	キャンプ施設使用料 30,000 円 シンポジウム会場利用料 30,000 円 防災訓練備品リース代 40,000 円	円	140,000 円
材料費	事業案内看板作成にかかる材料代 (アルミ複合板、木材、ネジなど)	円	60,000 円
支 出 合 計		5,000 円	495,000 円

支出項目は、経費の内容がわかるように項目ごとに細かく記入してください。また、審査基準「V. 費用の妥当性」の項目を意識しながら記入してください。

※年度毎にわけて記入してください。

収入合計 ≥ 支出合計(対象外経費+対象経費)